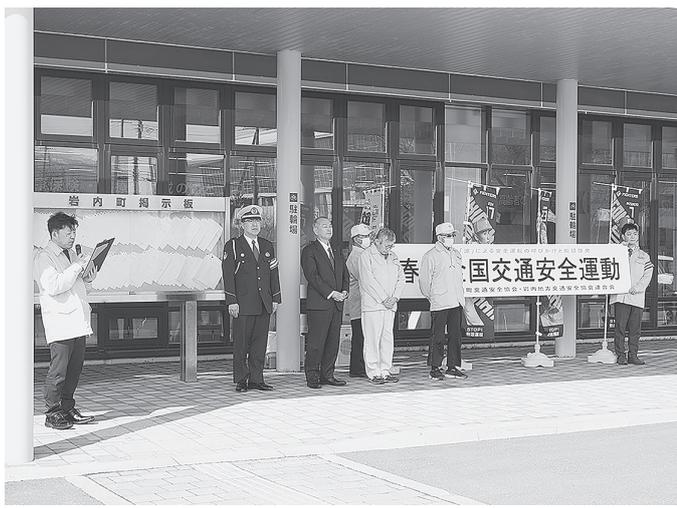




# いわない 議会だより

発行 岩内町議会  
編集 議会運営委員会  
〒045-8555  
北海道岩内郡岩内町字高台134-1  
☎ 0135-67-7081  
FAX 0135-67-7106  
メールアドレス  
gikai@town.iwanai.lg.jp



## 春の交通安全運動「死亡事故ゼロ 1,500日達成」

第1回定例会報告	P 2～4
第1回臨時会報告	P 4
代表質問	P 5～9
一般質問	P 10～14
議会日誌	P 14

2025. 5  
No.168

マチイロ  
広報紙・議会だよりを  
スマホなどで閲覧できます



# 第1回 定例会 報告

令和7年度 一般会計・特別会計予算 150億7,345万2千円 決まる!!  
公営企業会計予算 20億7,726万9千円

令和7年度各会計予算等を審議する第1回定例会は、3月3日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案調査のため、休会しました。

3月10日に再開し、町政各般にわたり代表質問3名、一般質問3名が行われ、引き続き議案の審議を行い、3月14日閉会しました。

## 審議した案件

令和7年度各会計予算9件、令和6年度各会計補正予算3件、条例設定2件、条例改正15件及びその他2件は原案可決となりました。

### 《予算》

○令和7年度一般会計予算  
義務教育学校整備事業費39億3百70万6千円及びふるさと納税推進事業費3億円などが決まりました。

○令和7年度国民健康保険特別会計予算  
療養給付費7億2千5百18万8千円などが決まりました。

○令和7年度臨海部土地造成事業特別会計予算

岩内港工業団地分筆図作成業務委託料20万円などが決まりました。

○令和7年度公共用地先行取得事業特別会計予算  
土地開発基金繰出金26万千円が決まりました。

○令和7年度介護保険特別会計予算  
居宅介護サービス費2億8千4百4千円及び施設介護サービス費7億千27万千円などが決まりました。

○令和7年度深層水事業特別会計予算  
深層水分水計装システム機器保守管理業務委託料71万3千円などが決まりました。

○令和7年度後期高齢者医療特別会計予算  
後期高齢者医療広域連合納付金2億千3百11万7千円などが決まりました。

○令和7年度水道事業会計予算  
浄水場中央監視装置等更新工事費3千8百59万円などが決まりました。

○令和7年度下水道事業会計予算  
汚水管渠布設工事費1億5千4百円などが決まりました。

### 《補正予算》

○令和6年度一般会計補正予算  
薄田通り歩道新設工事費8千8百52万円及び障害介護給付費4千5百3万9千円などを追加補正しました。

○令和6年度介護保険特別会計補正予算  
介護保険システム改修業務委託料83万6千円などを追加補正しました。

○令和6年度水道事業会計補正予算  
配水管改修等工事費5千9百40万円を追加補正しました。

### 《条例設定》

○岩内町手話言語条例設定  
障がいのある人への情報伝達及びコミュニケーション手段に係る合理的配慮等について、基本理念及び町の責務、町民、事業者の役割等を定めました。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する条例設定  
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定めました。

### 《条例改正》

○岩内町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例設定  
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例設定  
給料日額の上限額について、所要の改正をしました。

○岩内町費職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例設定  
育児のための所定外労働時間の制限等について、所要の改正をしました。

○岩内町費職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例設定

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定

岩内町議会議員の議員報酬の月額について、所要の改正をしました。

○岩内町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定

教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の報酬額について、所要の改正をしました。

○岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定

岩内町費特別職員の給料月額について、所要の改正をしました。

○岩内町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例設定

岩内町教育委員会教育長の給料月額について、所要の改正をしました。

○パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定

特殊な条件により採用となる職の報酬の上限額について、所要の改正をしました。

○岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定

人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に伴い、岩内町費職員の給料及び扶養手当等について、所要の改正をしました。

○岩内町費職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例設定

人事院勧告に基づく国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正等に伴い、岩内町費職員の寒冷地手当の支給対象職員について、所要の改正をしました。

○岩内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例設定

厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例設定

内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例設定

地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正等に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例設定

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしました。

## 《その他》

○公の施設の指定管理者の指定

岩内町デイサービスセンターの管理を社会福祉法人岩内町社会福祉協議会に指定しました。

○公の施設の指定管理者の指定

索道施設（センターヘアリフト）の管理を Yuki Kamui (株) に指定しました。

議会だより167号の第4回定例会報告の令和6年度下水道事業会計補正予算中、「7千円及び万円及び」と掲載しておりましたが、「7千円及び」に訂正いたします。

## 議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、前日の夕方と当日の朝の防災行政無線でお知らせします。  
手続きは、「傍聴人受付票」に名前・住所・年齢などを記入し、受付箱に投函するだけです。

# 審議した意見書・陳情

意見書1件は原案可決、陳情1件はみなし採択となりました。

○刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

○刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出を求める陳情

意見書は、関係機関に送付しました。意見書の内容は、9ページをご覧ください。

## 第1回臨時会報告

令和6年度各会計補正予算等を審議する第1回臨時会は、1月31日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、引き続き続いて議案の審議を行い、同日閉会しました。

### 《予算》

○令和6年度一般会計補正予算  
物価高騰支援給付金7千9百5万円及びふるさと納税基金積立金4千7百50万円などを追加補正しました。

## 賛否が分かれた案件一覧

賛否の分かれた議案について、各議員の賛否結果を掲載しています。

### 第1回定例会議案

賛成：○ 反対：× 欠席：欠

件名	審議結果	志政クラブ										新 政 ク ラ ブ	公 明 党	日 本 共 産 党	市 民 自 治 を 考 え る 会	革 新 ク ラ ブ	
		池 田 光 行	栗 林 英 之	永 井 明	本 間 勝 美	中 家 正 希	村 田 丈 明	岩 城 幹	志 賀 昇	金 沢 志 津 夫	谷 口 雅 史						奈 良 初 枝
令和7年度一般会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度国民健康保険特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度臨海部土地造成事業特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度介護保険特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度深層水事業特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度水道事業会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度下水道事業会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和6年度一般会計補正予算（第9号）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩内町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例設定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例設定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例設定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※全員賛成の議案は、掲載していません。また、永井 明議長は採決には加わりません。（可否が同数となった場合は、議長が裁決します。）

## いわない議会だより アプリで閲覧できます

広報紙配信アプリ「マチイロ」のアプリをダウンロードし、「お住まいの地域」に「岩内町」を登録すると、いわない議会だよりがアプリから閲覧できます。（ダウンロードは表紙から）

# 代 表 質 問

3月10日 3名の議員による代表質問が行われました。  
紙面の都合上、再質問・再々質問を含め要約・省略をしています。

代表質問とは 第1回定例会本会議において会派を代表して1名の議員が、執行機関に対し、町政各般にわたり、執行状況や町の将来の方針などについて質問するものです。(※会派は、岩内町議会では、2名以上で組織することとしています。)

## 谷 口 雅 史 議員

### 令和7年度の 町の主要な施策に問う



#### ■ 質 問 ■

照明か。

1. 妊産婦へのサポートとして、安心して出産できる環境づくりとは。
2. 行政と地域が力を出し合う持続可能な地域づくりとは。
3. 新事業のお試し移住体験事業に、東宮園団地の空き住居を活用する考えは。
4. 廃校を大学の合宿場などに活用し、町の魅力を発信し、関係人口創出・拡大しては。
5. 老人福祉センターについて、トイレを暖房便座に交換できないか。利用者アンケート実施の予定は。改修されてから何年か。施設内はLED

6. 道の駅の再整備に向けた計画のスケジュールは。タラ丸市場周辺はどうするのか。旧勤労青少年ホームを山の道の駅としてリノベーションする考えは。いわゆる温泉のブランドディングやリゾート開発の推進とは。
7. 防犯街路灯の7年度の設置費及び電灯料補助予定台数、防犯カメラの設置費及び維持管理費補助予定台数は。
8. 7年度のEV公用車の導入予定台数は。再生可能エネルギーを活用した充電設備等の内容は。
9. 新築住宅取得・中

古住宅取得の支援条件として町内会に入会する条件を付けては。地域住民へ影響を及ぼしている建物の行政代執行の実施予定は。

よう、広域的な連携を図っている。  
母子の健康と成長に寄り添い、きめ細かな相談・支援を行い、安心して出産できる環境づくりに努めている。

#### ■ 町 長 ■

1. 妊娠届時に保健師による面談、家族に向けた教室の開催、出産後の新生児訪問、助産師が訪問して行う体操指導や授乳ケア、保育士の育児サポート、集団型のふれあい教室、小児科医師による幼児健診などを実施。また、里帰り先でも同様のサービスを受けられる
2. 町内会等が自ら課題解決に向けた協働の取組を行うことができるよう支援し、住民一人一人が安心して暮らし続けることができる、持続可能な町内会等の形成に取り組む。
3. お試し移住体験に東宮園団地の空き住居を活用することを予定。
4. 第一中学校については、スポーツと文化の双方に対応した合宿施設としての活用を検討。仮に、合宿施設としての活用を目指す場合、当該施設の情報発信や、団体による利用をきっかけとして、町の魅力を体験していただくことが、関係人口の創出・拡大に繋がるものと考える。
5. 暖房便座への交換は、次回の施設改修時に検討したい。  
アンケートの実施予定について、現段階で予定はないが、利用者の声を聴く運営体制に努める。  
平成23年度に改修工事を実施し13年が経過。施設内の照明は、8年度以降LEDに取替予定。
6. 道の駅の再整備は、産業振興プランの重点事業として、7年度から検討に着手し、専門家を交えた新たな組織の設置を予定。  
タラ丸市場は、道の駅を含めた一体的なエリアとして検討が必要。今後のあり方については、中・長期的視点に立ち、産業振興プランでお示ししているスケジュールとして、令和11〜12年度頃の開業を目標に再整備に向けた議論を深化させる。  
旧勤労青少年ホームは、築40年以上が経過。リノベーションなどにより再利用することは非常に難しい。  
いわゆる温泉は観光庁

の「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」を活用し、円山エリア全体のリゾート化に向けた環境づくりが進められている。こうした民間活力を積極的に支援し、連携しながら、円山エリアの観光振興を推進する。

7. 防犯街路灯設置費の予定は70台。電灯料補助の予定台数は1,806灯。防犯カメラ設置費の予定は1台。維持管理費補助の予定は9台。

8. 公用車は4台、設備についてはソーラーカーポート、急速充電器1台、普通充電器1台、充放電器1台のほか、エネルギー管理システムの整備を検討。現在、道との協議や公募型プロポーザルによる事業者選定の準備等を進めている。

9. 支援条件として町内会への加入を補助要件としている。

行政代執行は、現在、町空き家等対策の推進に

関する条例の見直しや、対象となる特定空き家等の認定基準の見直しなどの作業を進めている。

また、課題もあり、現時点では、8年度以降の早い時期の実施を目指している。

10. 来訪者を周遊・回遊させ、滞在時間を延ばし、観光消費額の増加を目指す9つの事業をアクションプランの重点事業とし、さらに、各産業に関連する事業として、労働力の確保対策、関係人口の創出・拡大など15事業を加え、関係者と連携し、7年度から段階的に実行していく。

5名の若手中堅職員が、1年を通じて町の政策課題について、専門家との意見交換等により、政策立案能力向上と組織活性化を目的とする。目標としては、政策課題を再認識し、解決に向けた方向性や政策提言を年度末に発表・報告し、「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」などを高めることをねら

いとしい政策形成研修。

代表・一般質問の全文は、町のホームページにて公開しておりますので、右記QRコードでご覧下さい。

町公式HP <https://www.town.iwanai.hokkaido.jp>



## 池田光行 議員

### 令和7年度町政執行方針、 教育行政執行方針について

#### ■質問■

1. 「こども家庭センター」及び「こども誰でも通園制度」を8年度に向け、どのように検討し、どのような施設及び体制を想定か。

2. 病気の早期発見・治療が重要なため、特定健診の受診率向上が必要。受診率の推移及び向上施策は。  
マイナンバーカードにより投薬情報管理が容易となり、不必要な薬の削減となることから一体化を促進すべきと思うが、その対策は。

3. サポートセンターでのナマコ種苗生産の事業化に向け、次の段階に進むべき。今後の施設の在り方や深層水設備の更

新計画は。

4. 「岩内マリンプラ」の計画内容は。

5. 若年世帯や子育て世帯の戸建て住宅取得支援の6年度実績は。また、旧東相生団地跡地などを宅地として活用しては。

6. 岩内高等学校へこれまでどのような支援をされたのか。また、岩内高等学校は美術部の活動が盛んである。美術科の設置を働きかけ、支援としては。

1. 関係部署との業務等の調整、センターの組織体制や人員配置、庁舎内における窓口配置の検討など、8年度の設置に

向け準備を進める。



2. 受診率の推移は、元年度の受診率40.4%、2年度38.6%、3年度34.9%、4年度31.9%、5年度35.0%。

受診率向上施策は、節目年齢である40・45・50・55歳を対象とした自己負担額の無償化、「たら丸ポイント」の付与及び減塩食品の進呈、未受診者勧奨事業として、勸奨ハガキの送付、QRコード活用健診情報の提供等の取組を実施。

マイナンバーカードとの一体化の推進については、被保険者本人の申請により行われるものだが、利便性の周知に努め、紐づけに関する要望があった場合には、高齢者や不慣れな方の希望に

適切に対応し、利用率の向上に努める。

3. ナマコの種苗生産は、放流サイズまでの技術は確立されておらず、継続が必要と考える。確立した際には生産体制や施設整備などの検討の段階に進む。

各設備の耐用年数を踏まえ、実施時期や内容を検討し、更新計画を策定する。

4. 計画策定の前段として、漁業関係者、養殖関係者、物流事業者、風力発電事業者などに対しヒアリングを実施、港内の水質検査や、国内の各港湾の使われ方事情を調査。岩内港のポテンシャル分析などを行い、

その結果を基に、施設計画は、施設老朽化対策計画や新たな施設整備計画の検討。振興計画は、大型交通インフラ整備による岩内港の優位性、いわゆるマリナーピーチを含めた観光振興を図るため、国土交通省港湾局の施策であるみなとオアシス登

録を検討する。

本プランは今年度中に策定する立地適正化計画や産業振興プランと連動し、岩内港の活用につながる計画として策定する。

5. 6年度の実績は、新築住宅取得補助2件、中古住宅取得補助2件。旧東相生団地跡地については、3区画のうち1区画はすべて販売した。残りの2区画を含むその他の団地跡地等についても、町営住宅団地跡地等活用基本方針に基づき活用を図ることとしており、民間事業者との連携を図りながら団地跡地の利活用に向け、検討を進める。

他の団地跡地等についても、町営住宅団地跡地等活用基本方針に基づき活用を図ることとしており、民間事業者との連携を図りながら団地跡地の利活用に向け、検討を進める。

### ■教育長

1. 現在、国の基準を踏まえ、実施可能な施設や職員配置、料金設定等の検討を進め、7年度に条例等を整備し、8年度の事業開始に向けて取り組む。

6. 岩内高校の魅力ある活動に向けた町の支援は、総合的な探求の時間等に、町から講師を派遣するなど、協力・連携を行っている。美術科を設置することは、道教育委員会との意見交換において、難しい旨伺っている。教育委員会としては、道教育委員会と意見交換を重ね、学力向上や部活動の充実など、学科設置以外の取組も含め、魅力ある活動への支援を行っていく。

## 地域公共交通について

### ■質問

町では、2種類の独立した地域公共交通（ノックライン・円山乗合タクシー）

（シー）が運航されている。それらの起点となる岩内バスターミナルでは、ノックライン東循環

### ■町長

協議会で、既存のノックラインや乗合タクシーにおけるデマンド交通への切り替えについて、意見をいただいている。

住民の利便性の確保に向け、路線バスの運行状況や各地区における利用状況、さらにはハイヤー・タクシー事業者との差別化など地域の状況を総合的に勘案しながら、町の現状に適した地域公共交通のあり方について、事

務局において検討を進めてきた。今後は、乗降データをもとに、地区ごとの需要や効率的な運行経路について分析や検討を進め、町の地域公共交通の利便性や、持続の可能性を高めていくための議論を深めていく必要がある。

## 金沢 志津夫 議員

### 行政財政運営について

### ■質問

行政運営の基本である「財政の安定化」を実現するため、自主財源の確保を積極的に実践することについて伺う。

1. 経常収支比率は、地方公共団体の経常的

一般財源の硬直性を示すものである。4年度以降の数値をどのように判断し、取り組んでいるのか。

2. 義務教育学校整備事業は、7年度が最終年度となる。一般会計予算の約3割、町債発行額も大幅な増高となり財政運

営の影響からも、中長期財政見通しを示すべき。所見を伺う。

3. 義務教育学校の当初予定工事費と最終変更後の増額になった金額は、今後の財政運営の影響は。



4. DXによる取組で、収納対策としてORコードやコンビ二納付などの納税方法の充実を図っているが、効果と成果は。

### ■町長

1. 経常収支比率は、4年度92.0%、5年度92.2%。今後の見直しは、人件費や労務単価等の上昇による委託料の増加の影響により、地方交付税も上昇が見込まれることから、今後も経常経費の節減に努め、歳入の確保と併せ財政健全化に向けた取組を継続する。

2. 「中長期財政見直し」は、2年に1度を基本に見直しする。7年度には、地方債や基金の残高が大きく改善すること、物価高騰や物件費などの増加が想定されるほか、全体事業費が固まる義務教育学校整備事業の財政への影響を確認するため、できるだけ早期に見直しを行う。

3. 義務教育学校整備事業の5年度から7年度

までの工事全体の金額は、5年度当初は56億7千4百8万5千円、7年度当初は64億8千5百15万4千円で8億千6百9千円の増額。

今後の財政運営への影響は、6年8月、大幅な増額を踏まえて、関連数値を修正し、「中長期財政見直し」の仮推計を行い、当初の想定から大きな影響は生じていないと判断した。本事業の財政運営への影響を最小限と

## 再生可能エネルギーの

### 推進について

するため、有利な条件である過疎対策事業債の選択など、工夫を講じて財源確保に努めてきた。今後も、健全な財政運営に取り組む。

4. 6年度の利用状況は、7年2月末現在、QRコード1,195件、コンビ二納付8,247件で、特にコンビ二納付は納付方法として浸透してきている。

に意欲を示すべき。所見を伺う。

1. 「岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合」の構成町村の一員として「促進区域」の指定に向け、現在までの取組状況を伺う。

2. 松前沖「促進区域」指定見直しに、道内4港が名乗りを上げている。

岩内港も、経済効果を考えた場合、基地港湾指定

区域とされ、6年7月には再エネ海域利用法の規定に基づき法定協議会が組織された。

これまでに2回開催され、促進区域の指定に向け、留意すべき事項や岩宇・南後志地区沖の将来像について、関係者で協議を重ねている。引き続き、構成6町村及び3漁協が情報共有を図りながら、洋上風力発電の導入促進に向け協力していく。

2. 岩内港は、岸壁延長についてはスペースを満たしているが、用地面積、水深、岸壁の最大地耐力は基地港湾のスペースを満たしていない。

こうした中、石狩湾新港、室蘭港及び留萌港からは、基地港湾を補完する港湾として岩内港の指定の意向が示されている。町としても、補完港としての活用のほか、将来的なオペレーションアンドメンテナンス港としての活用の意向を示した。

また、7年度に策定予

定の岩内マリンプランの中で、更なる調査・検証を進める。

3. これまでの活動は、セントラル調査の実施に

に向けた情報共有が行われ、今後は、洋上風力発電推進の地域課題に関する意見交換や、町内の児童・生徒に対する出前講座等が検討されている。

## 上下水道の

### 老朽化対策について

#### ■質問

近年国内では、上下水道の排水管や給水管、配水管等の老朽化により、道路の陥没が発生したり水が噴出するなど、大きな事故が発生している。また、過去には町においても、道路の陥没が発生したこともあり、住民は不安を感じていることから、町における上下水道の老朽化対策の取組状況について伺う。

■町長

上下水道管の老朽化対策は、平成18年度からの4ケ年で調査を実施し、老朽管更新計画を策定し、更新工事を進め、令和9年度には完了する予

定。

平成26年度に水道ビジョンを策定する中で、指定避難所等に接続する配水管を対象とした重要給水施設配水管老朽・耐震改修計画を新たに策定し、更新工事を進めている。

その他の管路は、漏水調査を実施する中で、適宜、修繕を行っている。

今後は、1月に策定した岩内町上下水道耐震化計画に基づき、耐震化と合わせた老朽化対策を進める。

下水道管路の老朽化対策は、供用年数20年と比較的新しい状態にあり、硫化水素対策の必要性があるコンクリート製品

は、推進管路等を対象に防菌コンクリート製品等で対策している。下水道法の5年に1回以上の点検を5年度に実施した結果、良好であった。

今後も、点検対象施設や頻度の改定等に注視し、岩内町下水道ストックマネジメント計画改定の際に老朽化対策の必要性を判断する。

雨水排水施設の老朽化対策は、昭和10年施工の火防用水路の劣化による道路陥没が発生した路線を対象に空洞調査を平成24年度からの4ヶ年で実施し、陥没の危険性がある1箇所を砕石を充填する対策を実施している。その他に確認された空洞は、観測孔で確認している。

路面陥没は歩行者や一般交通に多大なる被害を及ぼす可能性があり、法令等に沿った点検等を実施し、対策を適宜判断する。

## 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言える。

ところで、冤罪被害者を救済するための制度としては再審がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば再審のルールが存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、国においては、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう求める。

### 記

- 1 再審請求手続において捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。
  - 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年3月14日

殿

北海道岩内郡岩内町議会

議長 永井 明

# 一 般 質 問

3月11～12日 3名の議員による一般質問が行われました。  
紙面の都合上、再質問・再々質問を含め要約・省略をしています。

一般質問とは 本会議において議員が、執行機関に対し、町政各般にわたり、執行状況や町の将来の方針などについて質問するものです。  
(※会派に属さない議員及び各会派1名としています。ただし、5名以上で組織する会派は複数名としています。)

## 佐藤英行議員

### 人口減少と高齢化の進展の中で 政策資源確保の要員体制・人事政策は

#### ■質問■

人口減少と高齢化は地域間格差を伴って日本社会全体に進行している。町においても例外ではない。これらの人口減少や地域経済の縮小に合わせた行政が必要であり、その最前線に立っているのは自治体職員である。価値観の多様性や終身雇用制、ライフスタイルも崩れつつあり、人材の確保が厳しくなっている。地域に根差した仕事の魅力を現役の職員が実感することをベースに、転職者の受け入れなどや、中途退職者が発生する移動流動性の高さを踏まえながら、現在の地方自治が問われている。この時代に、まちづくりを推進していくため、また、政策資源確保のために人材

確保が課題となる。町としてこれからの要員体制及び人事政策をどのように取り組んでいくのか。

#### ■町長■

社会人採用の通年募集、専門職での副業・兼業人材の活用、定年延長・再任用制度による経験豊富な職員、会計年度任用職員、DX推進などの専門人材のほか、民間委託や自治体間の広域連携など、多様な人材と手法の総動員に加え、デジタル化による生産性の向上や働き方改革なども講じながら、前例踏襲にとらわれない新しい発想を持つて考える職員集団を作るための人材育成も重要。

社会経済情勢や住民ニーズの変化を的確に捉



えた、適正な職員数・職員配置・組織体制の構築は常に必要であり、これからは人材マネジメントを組織力向上の好循環につなげ、総合振興計画に掲げる「高みを目指す行政経営」に未来を見据え計画的に取り組んでいく。



### 地方自治法改正によって創設された

### 「指定地域共同活動団体制度」の

### 活用と地域づくりについて

#### ■質問■

地方自治法の一部改正が2024年6月に成立。①国による自治体への補充的指示権の創設②指定地域共同活動団体制度の創設③デジタル化の3本柱。

「指定地域共同活動団体制度」は、人口減少等により経営資源が制約される現状を踏まえ、市町村は多様な主体の自主性を尊重しつつ、協力的、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図られるようこの制度を創設。

町政執行方針で、「住民活動との連携・支援」で「行政と地域が共に力を出し合う持続可能な地域づくりを目指す」とある。

これを推進するため、「指定地域共同活動団体制度」の活用は。手順、期待できる効果は。制度を活用し地域住民が

自ら考え行動する地域社会をめざすツールにする計画は。

#### ■町長■

制度活用と必要な手続きは、市町村が条例を制定し、地域の実情に応じた生活サービスの活動内容や、活動を行う団体の指定要件を規定する。要件に該当し、地域的な共同活動を行い、課題の解決や生活サービスを提供する団体であることや、財源を確保するなど、要件を満たすことができ、場合、本制度を活用することは可能と考える。

活用した場合の効果は、事例では、指定を受けた団体は、活動資金などの支援や、市町村に他団体との連携、調整を求め、行政財産の貸付、随意契約により事務を受注することができ、地域課題の解決や、実情

# 大石 美 雪 議員

## ノックタラインは利用者により 寄り添い、利便性の向上を

に応じた生活サービスの提供などが期待される。制度が町の実情に相応する内容かの検討や、指定要件の整理、他の自治体の実施状況も情報収集する中で効果・検討が必要。

今後は、制度の活用も含め、町の実情に即した地域コミュニティのあり方の検討を進め、行政と地域が協力し合う持続可能な地域づくりを目指す。

### ■質問■

1. 一方向のみの運行ルートは、バスが1台で運行するためか。

2. バスが2台あれば、往路と復路の運行ルートを作ることができるのか。

3. バスを2台にするための課題は。

4. 5年から6年までの期間に係る公共交通アンケートの回収数や意見の特徴は。

5. タクシーとの共存を考えるのではなく、地域の公共交通として整えるべきでは。

6. 敷島内、御崎、大和への運行ルートを作り、停留所を増やす計画は。

### ■町長■

1. 限られた車両で、できる限り利用者の安全性や利便性を確保しながら、車両1台で運行できるように、ルートの設定がされた。

2. 車両を2台で運行する場合、ルートの拡大が可能になるものと考えられる。

3. 乗務員と車両整備に要する人員の確保、車両購入や維持するための経費の他、ルート変更を行った場合、停留所の検証・整備が必要。特に乗務員の確保は、最も危惧される課題。

4. アンケート回収数は、5年はビンゴ型30件、記入式3件。6年はビン



ゴ型41件、記入式3件。

意見の特徴は、「満足」、「どちらかと言えば満足」が47.8%、「普通」18.3%、「どちらかと言えば不満」・「不満」が7.1%、未回答が26.8%。自由記述では交通系ICカードの導入、停留所増設。

5. 町の公共交通全体で、共存共栄することが、住民ニーズへの対応を継続するうえで重要。今後も、ハイヤー・タクシー事業者との棲み分けを図りながら、持続可能な地域公共交通の維持・確保に努める。

6. 既存の路線バスと重複せず、限られた車両で、利用者の安全性と利便性を重視し、短時間で

効率よく市街地を面的にカバーするよう、町地域公共交通活性化協議会により議論を重ね決定した。現段階において、敷島内、御崎、大和地区への停留所増設の計画には至っていない。

### ■再質問■

タクシーとの併用は町民に経済的な負担を強い、高齢化の中、外出しづらい環境になるのではないか。また、タクシーが来ない状況もあるので、ノックタラインを往復

町内の地域公共交通確保維持事業は、運行ルートの検討や、実証運行の検証を経ながらルートを設定した。タクシー事業者へ配慮したものではない。

### ■町長■

できる限り利用者の安全性や利便性を確保しながら運行できるように、一方向のルートを設定。往復の運行ルートは考えていない。

## 国の政策による町のデジタル化の問題について

### ■質問■

1. 行政でのデジタル化を推進する分野はどの部分で、デジタル化を避ける分野はどの部分と考えるか。

2. ガバメントクラウドの管理・運用にかかる費用は自治体負担が基本で、大きな財政負担にな

るのでは。それを避ける道はあるか。

3. 日本の行政情報クラウドサービス事業者に集められることになり。災害に強い面と大きな危険性があると考ええるが、対策は。

「指定地域共同活動団体制度」の条例化をどのように進めるのか。

### ■町長■

地域の実情に応じた生活サービスの活動内容や、活動を行う団体の構成要件などの指定要件を規定することとされており、実態に合わせて内容を精査のうえ、制度が町の実情に相応する内容か、指定要件の整理、他の自治体の実施状況も情報収集する中で、検討が必要。

## 町長

1. 住民サービス・利便性向上に資する施策を推進しているもので、デジタル技術導入が有益と判断できる施策に取り入れており、その対象分野は限定していない。

ら、十分な対策がなされているものと考えます。

## 再質問

「人は間違いを犯す」ことを前提に、町の対策は。

## 町長

セキュリティは国の責任において十分担保されている。情報漏えい等リスクは専用回線接続や二要素認証を備える。また、システム取扱者は町職員に限定し総務省のeラーニングを受講させ、情報セキュリティ強化に努めており、引き続き万全を期す。

2. 8年度運用経費試算では6年度と比較し約5.51倍となり、その約44.5%がガバメントクラウド利用料。費用負担の急増は全国的な問題で、町財政に大きな影響を及ぼすことから、道に対し状況把握を早急に行い、財政措置等の国への働きかけを要請。道と市長会、町村会の3者で合同要請が国に対して行われた。また、普通交付税措置との情報もあり、国の動向を十分注視する。

3. ガバメントクラウドのハード的セキュリティは国の責任において十分担保されている。情報漏えい等リスクは専用回線接続や二要素認証、クラウド環境はウイルス対策等を備えることか

# 大田 勤 議員

## 行政デジタル移行は、住民の基本的権利と地方自治を踏まえたデジタル技術の活用を

### 質問

1. 町委託のデジタル化業務数のハード面とソフト面の内訳、各総額は。ソフト面の保守管理業務委託料は町の委託料総額の何割か。

2. 7年度全システム標準化・共通化導入業務委託料は。

3. 行政システム保守管理委託料等総額は。

4. 民間派遣デジタル専門人材の派遣元は。

5. 住民サービスに関連する20事務に関する標準化システム適合業務の進捗状況と対応は。

6. 標準化は自治体財

政に大きな負担と個人情報漏洩の可能性がある。町長の所見は。

### 町長

1. 3. ハードウェアは1業務で2百42万7千円、ソフトウェアは38業務で9千4百67万6千円、ハードウェアとソフトウェア包括は5業務で3千4百10万3千円。うち、システム保守管理業務数は28業務で4千百66万8千円、7年度全会計予算の委託料総額の1.95%。基幹行政システム保守管理業務総額は千5百91万2千円。

2. 総額6千7百53万千円。



4. 東日本電信電話株式会社北海道事業部。

5. 「児童手当」「子ども・子育て支援」「住民基本台帳」等の20事務だが、都道府県事務の2事務を除いた18事務が本町の対象。7年度は、標準準拠版を一時構築後、ガバメントクラウドへ移行し本稼働となる。時期は10月を予定。全て年度内に完了見込み。

6. 8年度運用経費試算では6年度と比較し約5.51倍となる。約44.5%がガバメントクラウド利用料。費用負担の急増は全国的な問題で、町財政に大きな影響を及ぼすことから、道と市長会、町村会の3者での合

同要請が国に対して行われた。また、普通交付税措置との情報もある。セキュリティは国の責任で十分担保され、情報漏えい等リスクは専用回線接続や二要素認証、ウイルス対策等、十分な対策がなされている。本施策は法に基づき国主導で進められており、これからの国の動向を十分注視していく。



# 保険料は天引きされるが介護保険は

## 利用できない 国が責任を持つて

### 制度や介護労働者を守れ

#### ■質問■

1. 町の直近の特養待機者の人数は。

2. 町内介護事業所の事業内容と事業所数は。

3. 町内各事業所等への町の支援は。人手確保政策予算とその効果は。新年度支援内容と支援対象人数は。

4. 町内の介護保険施設で働く介護従事者等の人数不足はないのか。ケア労働者不足で定員を削って運営している施設はあるのか。

5. 昨年全国の介護事業者倒産172件。町の介護保険施設等での事例は。

6. 処遇改善加算取得の要件は。

7. 職場環境改善など事業所等への援助は。

8. 地域の介護基盤崩壊防止のため国庫負担を増やし介護労働者の賃金を国の責任で引き上げ、

訪問介護の基本報酬引き下げを撤回し、減額分の補填措置が制度を守る道では。

9. 町の制度評価は。

#### ■町長■

1. 本年2月末で、申込み直後が8名、入院中で調整中が5名、空床待ちが4名の計17名。

2. 2月末で、居宅介護支援事業所が3事業所、ホームヘルパーによる訪問介護事業所が3事業所、看護師などによる訪問看護事業所が2事業所、理学療法士等による訪問リハビリテーション

事業所が2事業所、デイサービスセンターで行う通所介護事業所が1事業所、通所リハビリテーション事業所が1事業所、特別養護老人ホームが1事業所、介護老人保健施設が1事業所、介護付有料老人ホームが1事業所等。

3. 町の支援は、福祉施設等物価高騰対策支援金や介護従事者確保対策支援。介護従事者確保対策予算は、令和3～5年度で介護職員初任者研修実施業務で2百68万5千円、10名の参加。6・7年度では、介護人材資格取得支援事業補助金で6年度57万円、7年度58万5千円。内容及び対象人数は、認知症介護基礎研修が6年度10名、7年度5名、介護職員初任者研修が6年度2名、7年度1名、介護福祉実務者研修が6年度2名、7年度3名で、一定の効果が得られており、引き続き、人材確保支援に努める。

4. 事業所への聞き取りで、定員に対する人員基準は満たしているが、常勤換算では不足している状態との回答であるが、定員を削って運営している状況はない。

5. 町で、倒産事例はない。

6. 「キャリアパス要件」と、「職場環境等要件」の2要件があり、取得後は加算相当額の賃金改善が条件とされている。

7. 福祉施設等物価高騰対策支援金や介護人材資格取得支援事業補助がある。今後も、特別な事情に応じ、各事業所への支援を検討する。

8. 9. 介護保険制度は、介護保険法の下、国で、介護サービス等を提供する事業者の実情等を踏まえ、介護報酬や費用負担の構成割合等、総合的に判断していると理解している。

一方、人材不足や小規模事業所の経営破綻等、制度存続に、厳しい側面もあり、道町村会や全国町村会を通じ、介護人材確保支援等、国に要望を行っている。

町としては、介護保険法の責務を果たすことが第一で、制度を評価する立場にはないが、今後も、各事業所とも綿密に情報を共有し、安定した制度運営に取り組む。

生徒は各学校、学年で何名か。生徒への対応と体制は。

3. つばさ教室には不登校児童生徒のうち何名参加か。職員の雇用形態は。

4. 習熟度別少人数指導の小・中学校での取組状況と実績は。分け方の判断、基準は。

5. 西小2年生はホームページで3クラスとなっているが、教室での教員配置は。

6. 小学校の学習支援員の配置と習熟度別少人数指導時の配置と役割は。

7. 放課後、長期休業期間中の小学校での、学習支援員の待遇、雇用形態は。教員免許資格は雇用に反映するのか。

8. 学習科目選択方法は。

1. 文科省公表の「問題行動・不登校調査」を教育委員会ではどのような

2. 現在、不登校児童に受け止めたのか。要因、原因は何と考えるか。

9. 習熟度別学習の固

## 子供たちの学び直しや

### 反復学習など一人一人に

#### 寄り添える少人数学級の実現を

#### ■質問■

1. 文科省公表の「問題行動・不登校調査」を教育委員会ではどのような

2. 現在、不登校児童に受け止めたのか。要因、原因は何と考えるか。

9. 習熟度別学習の固

定化、偏重は差別・選別の教育の危険に。できる子でない子のグループ化やふるい分けは子供達の心を傷つけ、学力形成にもマイナスでは。

10. 小中学校20人の少人数学級こそが子供たちを伸ばす補償では。

■教育長■

1. 不登校の要因は、生活リズムの不調、学校生活に対してやる気が出ないこと等が要因の上位を占めていることから、学校だけにとどまらない様々な要因があると考え

2. 6年4月から11月末までに30日以上欠席は、東小、2年生2名、3年生3名、4年生2名、5年生2名、6年生2名で計11名。西小、1年生1名、2年生1名、3年生2名、4年生2名、5年生1名、6年生3名で計10名。一中、1年生4名、2年生3名、3年生4名で計11名。二中、1年生2名、2年生6名、

3年生2名で計10名。各学校での対応、取組のほか、スクールカウンセラーの派遣を小学校で月1回、中学校で月2回実施。また、つばさ教室を設置し学校復帰に導くための基礎学力の補充や、生活習慣の改善等を支援している。

3. 2月末時点で4名の登録があり、1名は学校復帰に繋がっている。職員は、パートタイム会計年度任用職員1名配置。

4. 5. 西小は、全年対象に学年1クラス編成、2グループで実施。東小は、2年から5年まで対象に、1学年1クラスは2グループ、1学年2クラスは3グループに分けて実施。二中は、全年対象に各学年1クラス編成のため全クラス2グループに分けて実施。編成基準は、3校いづれも事前テストの成績に基づき、児童生徒と面談を行い、希望等を踏まえ決めている。

なお、西小ホームページの3グループは、2年3月現在のもの。

6. 6年度は、東小5人、西小3人。習熟度別指導時の配置は、クラス担任やフリーの教職員、教員免許を所持した時間講師が担当。役割は、一人一人の理解の状況に応じたきめ細かな指導。

7. 小学校低学年児童を対象に、空き教室を活用し、平日放課後と長期

休業期間中に実施。町のパートタイム会計年度任用職員として、教員免許取得者を公募し、教員免許を所持した退職教員を任用している。

8. 算数・数学を基本とし、二中は、英語も加えて実施。

9. 習熟度別のグループ分けは、児童生徒と面談を行い、保護者には、面談や学校だよりなどで説明、さらに授業参観時

の様子を公開し、理解を得ながら十分配慮に努めている。学力形成においても、一人一人の理解の状況に応じ、個に応じた指導ができ、学習内容の定着に効果がある。

10. 町独自で20人学級を実施することは、教職員の確保や、財政負担が想定されるため、極めて困難と考えており、今後、児童生徒に対するきめ細かな指導の一層の充実を図っていく。

議 会 日 誌

2月	3日	岩内観光協会新年交礼会
	5日	原子力発電所問題特別委員会
	7日	岩宇町村議会正副議長会定期総会
12日		後志町村議会議長会役員会・定期総会・行政懇談会
13日		北海道町村議会議長会会長・副会長会議・理事会
		北海道町村議会議員公務災害補償等組合定例会
		北海道知事との行政懇談会
19日		社会文教委員会
20日		建設産業委員会
21日		総務委員会
25日		社会文教委員会
26日		建設産業委員会
27日		総務委員会
28日		議会議運管委員会
3月	1日	岩内高等学校卒業式
	3日	第1回定例会招集各派代表者会議
	10日～14日	第1回定例会再開
	14日	中学校卒業式
	19日	小学校卒業式
	23日	高規格道路開通式
	25日	保育所修了式
4月	1日	保育所入所式
	4日	社会文教委員会
	7日	小中学校入学式
	8日	岩内高等学校入学式
	8日	建設産業委員会

編 集 後 記

「議会だより168号」をお届けいたします。第1回定例会での代表・一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、代表・一般質問を要約してお届けしています。議会の一部しかお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

(議会運営委員会)